平成２２年（フ）第２５５号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2352番地の15
債務者　歌坂　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
大阪府岸和田市中町４番８号
債務者　才門　雅子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
大阪府貝塚市脇浜４丁目21番13号、前住所大阪府貝塚市半田581番地の１
債務者　多川奈津子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６号
香川県観音寺市本大町1108番地１シンフォニーＦ１―202号、旧住所香川県三豊市山本町神田2413番地
債務者　岩倉　洋一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１３号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷445番地５
債務者　古川すえ子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
長崎県長崎市桜木町１番５号　古賀アパート102
債務者　髙比良昌春
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
長崎県長崎市小峰町６番１―303号
債務者　野口　利之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
長崎県長崎市平山台２丁目28番15号、旧住所長崎県長崎市ダイヤランド４丁目９番１―504号
債務者　木村　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
山口県宇部市大字小串1870番地
債務者　後藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３９号
香川県仲多度郡まんのう町四條212番地１ＧＲＡＮＤＩＲ・Ｂ0201号室、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町吉野1811番地１
債務者　三好　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６７号
熊本市武蔵ケ丘５丁目３番９号
債務者　原田　和憲
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３９号
名古屋市中川区元中野町２丁目147番地
債務者　池尾　勝世
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
滋賀県甲賀市水口町古城が丘６番９号
債務者　中井やす子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市延末１番地
債務者　松尾　清子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３４号
兵庫県加古川市野口町長砂727番地の６
債務者　米口美代子（旧姓丸劒）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４３号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目17番地１
債務者　加藤　弘治
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４４号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目17番地１
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部